

# 原災事故被害者 相双の会

## 避難解除区域の実態を告発

### 7.12 仙台高裁での証言（抜粋）

2012年に避難者が東電を相手取って損害賠償を求めてから6年目の昨年3月22日に福島地裁いわき支部の不当判決が出されました。それを不服として原告団は仙台高裁で闘いを続けています。7月12日に行われた高裁での証言の要旨を紹介します。

#### 医療体制が不安で帰還できない

Sさん

（相馬市小高区から避難 会津若松に居住）

息子は、南相馬市の職員をしていたので、業務に従事するため、遠方に避難できませんでした。それで当初は市役所に寝泊まりして、その後原町区にアパートを借りました。

・会津若松の現在の自宅は、避難後新築しました。母は、「アパートで死ぬのだけは嫌だ」と常々こぼしていましたので新築にするつもりでした。

私としては、会津はあくまで仮住まいのつもりでした。小高に帰還するかどうかいまも迷っていますが、時間を経て、帰還するのは難しいのかなという考えでいます。

現在小高の人口は3500人ほどと聞いています。1万3千人ほどいたかと思しますので、

4分の1程度です。6月に行きました。高齢者が多く若い人や子どもはあまり見かけません。自宅の近くの家は残っていて多くはリフォームしているのに、戻ってきていない。水道屋さん、お茶屋さん、鮮魚店、自転車屋さん、皮膚科医院など皆開いていません。

小高区で現在営業している病院は、市立小高病院、あとは内科、整形外科、最近歯科が開業したと聞いています。内科の先生は急死されたので、病院は継続できないのではないかとされています。市立病院は入院設備はありません。また、設備も非常に不十分で、レントゲンを撮影する機械が壊れていて撮影できないと聞きました。

小高に帰郷したいのですが帰る気持ちにならないのは、医療体制が不十分だということです。もう70を超え、定期的な通院もしています。いつどうなってもおかしくないと思っ

ています。そんな私が急に倒れたりしても、小高病院はじめ周辺の病院では、対応出来ないことがたくさんあると思います。最近、小高に車でいったとき、原町区のホテルに宿泊していたのですが、急に胸が苦しくなり、病院に行くことにしたのですが、付近に対応出来る病院がないということで鹿島区まで赴きました。避難指示が解除されても、町は修復不能です。私の同級生も近所の人たちも亡くなりました。戻っても、知り合いがいないのです。私たちが、何十年にもわたってつきあってきた人たちのつながりが戻って来ないのです。それが無いのに、戻る意味があるのかと思います。

## 避難解除の実態は

Kさん

(楡葉から避難 いわき市に居住)

### 帰還者の心労

楡葉町の発表では、半数近くの住民が居住しているというのですが、避難先との二重生活をしながら、週に4日以上帰宅している滞り者もカウントされています。事故前は中学校が1つ、小学校は2校あったのが、3校が1か所に集められて1つの敷地に3つの小中学校があります。双葉郡管内には5校の県立高校がありましたが全部休校(閉鎖)になり、統合されて広野町に開設された「ふたば未来学園」になっています。帰還しても、自宅から通える高校はなくて広野までの長距離通学しか選択肢がない。

町の唯一の内科が再開しているが、薬局は閉鎖したままで、お薬は隣町まで行かないともえられません。

帰還している方には、東電の社員、町の職員さんなど「戻らざるを得ない」方がいます。先祖代々の田畑や家を自分の代で終わりにできない「責任感」を挙げる方が何人もいます。帰還しないことに、故郷を見捨てるような「罪悪感」を感じてしまうのだと思います。ほかには高齢や体力の衰え、経済的な事情などで、地元の福祉行政に頼るしかない方がいます。

避難先で借家に暮らしていた方は、住宅保障を打ち切られれば、町営住宅などに戻るしかありません。避難先の地域に馴染めず、あるいは差別や嫌がらせに傷ついて戻るしかなかったという方々がおられます。

### 死んでも故郷を失ったまま

国道6号線沿いに、「コンパクトタウン」として商業施設が作られています。それで元の生活が回復するわけではありません。広野からいわき、富岡、双葉、浪江に至る浜通り全部が地域の「生活圏」「経済圏」なんです。通勤・通学も、商売でも、買い物も、遊びも、浜通り全体で生活が機能しています。楡葉の町が回復するだけでは、生活圏・経済圏の機能が復旧したことにならない。まして、小さな「コンパクトタウン」に押し込まれても足りるものではありません。

実家が大熊の帰還困難区域内の中間貯蔵施設予定地にあります。帰還困難区域である双葉町の中間貯蔵施設予定地を見て、広大な土地が大規模な建設現場に様変わりして言葉が無かった。大熊の私の実家も同じ運命なのだと思います。

事故から8年が経ち大熊の惨状は変わっていない。母は、「ついに故郷の元の姿を見ることも叶わず死んでいくのだな。墓地に入っても、この先何十年も墓の周りがこの状態で、死んでも故郷を失ったままだ」と言っていた。

### 見えない放射能は恐怖

原発事故を体験した者にとって、見えない放射能は恐怖以外の何ものでもない。

「除染」されたとしても残留放射線に対する不安が払拭できない。今も第一原発から出続けている・漏れている放射線への不安がある。工程表通りに廃炉作業が進むのかと思う。



ニュースで「東京電力の作業中のトラブル」（工具落下や汚染水タンクの雨水浸水・作業員の怪我や死亡事故など）を見聞きするたび、「ああ、またか」という感じで信用できない。また避難生活になるかもしれないという不安を抱えて生活したくない。断ち切ったのであれば、こんなにがん張って裁判などやれない。戻れるものなら戻りたい。私たちは好き好んで避難してきたわけではない、という気持ちが根底にある。東京電力は

夫や次男との生活もやっと落ち着いてきたところだし、今年 87 歳になった母の介護や生活支援の必要もあるので、帰れる状況ではありません。

しかし檜葉への思いを断ち切ったのではない。

「賠償を十分にしたから、あとは帰還するもしないもご自由に。あとは自助努力で対処してください」と言っているようなもの。これが非常に理不尽で、納得できません。

## 経団連の『日本を支える電力システムを再構築する』批判(下)

経団連の意を受けて経産省は新たな小型原発の開発を進め、2040年頃までに実用化を目指す。既存の大型原発より出力を調整しやすい小型原発が必要とする。福島第一の原発は小型である。150万kWに対して50万kWを3基となると、事故発生の確率は3倍になる。コストもさらにかさむ。

地球温暖化対策などといっても、核分裂エネルギーの70%は海水を温めるのに浪費され、地球温暖化を進める。

第四に、韓国による水産物輸入禁止措置をめぐる世界貿易機関（WTO）の紛争処理手続きで日本は逆転敗訴した。

東日本大震災、原発災害からの復興を喧伝してきた政府と経団連にとって、大誤算のしかし当然の事態となった。日本政府が「不当な差別」で「必要以上に貿易制限的」と主張した福島や茨城など8県の水産物に対する韓国の禁輸措置をWTOが容認したのである。植民地支配や徴用工や慰安婦等の問題を「不

当な差別」とは思っていない日本政府は、韓国による日本製品の禁輸措置こそ許しがたい「不当な差別」だと憤慨するのである。福島の実情を見るとよい。

第一原発には100万トンを超えた高濃度汚染水がある。東電はつい先日まで、これにはトリチウムしか残っていないとしてきたが、放射性セシウムやストロンチウムの相当量が残ったままであることが明らかになった。タンク保管が無理になったので海に放出すると言う。政府や規制委員会はセシウム等をできる限り濾過して、後は希釈して捨てればよいとする。だが100万トンの中に含まれる放射性物質は絶対量としては大量となる。他方では通常の許容被曝線量の20倍まで我慢して故郷に戻れという。原子力緊急事態宣言を解けないままの「復興五輪」である。独占資本の利潤をすべての物の上に置く中西君や安倍君の本心は、福島や沖縄を見るだけで明らかである。（原 野人）

ご意見のお願い

是非ご投稿をいただき「声」として会報に載せたいと考えています。  
匿名でもけっこうです。  
◇電話 090 (2364) 3613 ◇メール (國分) kokubunpisu@gmail.com

9・19東電刑事裁判 有罪判決を求める！

# 福島県内連続集会

## in 南相馬

2019

# 8/25

世界中を震撼させた福島第一原発事故。  
その刑事責任を問うため、全国の1万5千人が  
告訴・告発を行い、検察庁が不起訴とするも  
市民からなる検察審査会が強制起訴を決めました。  
刑事裁判は約1年9か月、37回にわたる公判をもって結審し  
2019年9月19日に東京地方裁判所が判決を言い渡します。

法廷では、これまで知られていなかった数々の証拠が示されました。  
被害者代理人として公判にも参加し、映画監督でもある河合弘之  
弁護士がその「動かぬ証拠」をテーマに短編映画を制作しました。  
東電元会長らに刑事責任はあるのか。  
この映画を見れば答えは明らかです。

**会場** 原町生涯学習センター **サンライフ南相馬 集会室**  
(南相馬市原町区小川町322-1)

**無料!!**

**日時** 8月25日(日曜日) **13:30~16:00** (13:00開場)

**内容** 短編映画『東電刑事裁判 動かぬ証拠と原発事故』(26分) 上映  
東電刑事裁判報告と判決に向けたアピール(支援団長・佐藤和良)  
各地の報告等

判決が下されるのは

# 9.19

東京地裁104号法廷

13:15開廷

原発の安全についての責任は現場にある  
私に責任が全く無いとは言わないが  
基本的に無い



記憶が  
無い

武黒一郎元副社長

勝俣恒久元会長

武藤栄元副社長

被告人・元東電経営陣

権限が  
無い

他地域の 集会日程	<b>福島市 7/31 (水)</b> 14:00~15:30 アオウゼ 視聴覚室 福島市曾根田町1-18 MAXふくしま4階	<b>郡山市 8/7 (水)</b> 13:30~15:00 アートステーション美しい村 郡山市桑野4-8-5	<b>須賀川市 8/10 (土)</b> 10:00~11:00 銀河のほとり 須賀川市滑川字東町327-1
	<b>郡山市 8/18 (日)</b> 10:00~11:30 郡山市労働福祉会館 第3・第4会議室 郡山市虎丸町7-7	<b>三春町 8/18 (日)</b> 13:00~14:00 ライスレイクの家 会議室 三春町南町84	<b>いわき市 8/27 (火)</b> 18:30~20:00 いわき市文化センター 中会議室 いわき市平字堂根町1-4

主催: **福島原発刑事訴訟支援団** 福島県田村市船引町芦沢字小倉140-1

Eメール info@shien-dan.org 電話 080-5739-7279 HP https://shien-dan.org

協力: 南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回訴訟原告団 「原発いらない」放射能から市民を守る会  
ふくいち周辺環境放射線モニタリング・プロジェクト 原発事故被害者「相双の会」  
除去土壌の再生利用実証事業に反対する市民の会